



令和8年度 ごみ分別収集日割り表

ごみの収集日をアプリでお知らせ
iOS/Android対応
大子町公式アプリ

App Store からダウンロード
Google Play でダウンロード

大子町 検索

ごみの出し方リサイクルマニュアル
ごみを分別する際に、ご活用下さい。
町のHPにも、掲載しています。

燃えるごみ ごみは収集日の朝8時30分までに出してください。

毎週 (通常)	月	火	水	木	金
愛宕町、長岡、金町、小久慈、浅川(町営住宅付近)、袋田滝本、久野瀬北田気、川山(川山交差点から北、三ヶ草)、高田、下野宮(郷を除く)	泉町、栄町、本町、近町、池田、松沼、袋田(宿、川西、大塩、所谷、山造)矢田、川山(川山交差点から南)	佐原全域、芦野倉(宿)、上岡(中村、小吹)、浅川(浅川住宅付近を除く)生瀬全域(大生瀬坂西を含む)、上小川全域、下小川全域	愛宕町、長岡、金町、小久慈、浅川(町営住宅付近)、袋田滝本、久野瀬北田気、黒沢全域、下野宮(郷)	泉町、栄町、本町、近町、池田、松沼、南田気、下津原、袋田駅前 依上(芦野倉宿を除く)、山田、上岡(中村、小吹を除く)、冥賀(葛洞口を含む)	

祝日収集	月	火	水	木
※次の祝日には、下記の地区のみ燃えるごみの収集を行います。	5月4日、7月20日、9月21日、10月12日、11月23日、令和9年1月11日、3月22日	5月5日、8月11日、9月22日、11月3日、令和9年2月23日	4月29日、5月6日、9月23日	令和9年2月11日
	川山(交差点から北、三ヶ草)高田、下野宮(郷を除く)	袋田(宿、川西、大塩、所谷、山造)矢田、川山(川山交差点から南)	佐原全域、芦野倉(宿)、上岡(中村、小吹)、浅川(浅川住宅付近を除く)、生瀬全域(大生瀬坂西を含む)、上小川全域、下小川全域	黒沢全域、下野宮(郷)

出し方の注意

- 「指定袋」で出してください。
- 「指定袋」以外は収集できません。
- 生ごみは水切りをしてください。

大子町指定燃えるごみ専用袋

※年末年始の収集は行いません。(期間：12月29日(火)～1月3日(日))

燃えないごみ ※収集日が祝日等の場合は□の日に振り替えます。(令和3年度から実施をしています。)

毎月1、3回目の各曜日	収集する地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月1、3回目の各曜日	依上全域、山田上岡(大平、中の内)	6	4/30	1	6	3	7	5	2	7	4	1	1
	近町、上岡(大平、中の内を除く)初原、左貫、愛宕町(1区)	7	2	2	7	4	1	6	10/30	1	5	2	2
	宮川全域下野宮(宿の一部、郷を除く)	1	9	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
	泉町、栄町、金町、池田	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
	袋田駅前、下津原、久野瀬南田気、北田気、小久慈、松沼	3	1	5	3	7	4	2	6	4	9	5	5
毎月2、4回目の各曜日	黒沢全域下野宮(宿の一部、郷)	13	11	8	13	10	14	17	9	14	16	8	8
	上小川全域(新畑、川下を除く)	14	12	9	14	15	8	13	10	8	12	9	9
	下小川全域滝本、宿、川西、大塩、所谷上小川の一部(新畑、川下)	8	13	10	8	12	9	14	11	9	13	10	10
	本町、愛宕町、長岡浅川、槇野地	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	13	11
	生瀬全域(大生瀬坂西を含む)	10	8	12	10	14	11	9	13	11	8	12	12

ごみ持込み受入日時

月曜日～金曜日(土日祝日及び年末年始を除く)
午前8時45分～午前11時30分
午後1時10分～午後4時

- 上記日時以外の受け入れは出来ません。
- 燃えるごみは、指定袋に入れて搬入してください。
- 粗大、布団、カーペット類はそのまま搬入できます。

収集できるもの

缶類、家庭用金物、自転車、かさ、ガステーブル、椅子、一斗缶、フライパン、小型家電(電話機、デジカメ、パソコン類、ACアダプタ、ストーブ、家庭用ミシン、電気ポット、炊飯器、電子レンジ、扇風機、掃除機、ゲーム機器、電子辞書、ラジカセ、ステレオ等)、新聞、雑誌、家庭用ダンボール、ビン類、板ガラス、陶磁器類、蛍光灯、乾電池等

収集と処理もできないもの

テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、乾燥機、バイク、スプリング入りマットレス、畳、薬品類、塗料、建築廃材、タイヤ、ガスボンベ、消火器、ペンキ、耐火金庫、危険物、自動車部品、商店・事業所のダンボール等

◎容器包装廃プラスチック
まいん、各コミュニティセンター等に回収ボックスを設置しています。

【缶の日収集ごみ】

<缶、粗大、小型家電、電池類、新聞、雑誌、ダンボール、ペットボトル>

- 缶は赤いコンテナに入れて出してください。
- 缶の中に中身が入っているものがありますので、すすいでから出してください。
- 電池類はビニール袋に入れてコンテナわきに出してください。
- 小型家電も粗大金物と一緒に出してください。

缶類、電池類、小型家電、粗大金物類

スプレー缶は使い切って穴をあける

新聞紙、雑誌・チラシ、家庭用ダンボール、雑がみ

- 新聞紙…四つ折りにして、高さ30cm程度にまとめて十文字にヒモで縛って出してください。(折り込みチラシは分けて雑誌に入れる)
- 雑誌…高さ30cm程度にまとめて十文字にヒモで縛って出してください。
- ダンボール…たたんで、大きいものは折ってヒモで縛って出してください。
- 雑がみ…紙袋や、コミュニティセンター等で配布する雑がみ袋に入れて十字に縛る。

町指定袋に入れてください。(袋は中身がこぼれないようにしてください。)

- マークのみをPETに出してください。
- キャップは必ず取って、ラベルもはがしてください。
- 中をすすいで、横方向につぶしてください。
- 町指定のペットボトル専用袋に入れて出してください。

【ビンの日収集ごみ】

<ビン、ガラス、陶磁器類(板ガラス、茶わん、蛍光灯)>

- ビンはキャップを外し、中をすすいでから出してください。
- ビンは色別に分けてコンテナに入れてください。
- 板ガラス、陶磁器、蛍光灯、化粧品等のピン類は、ビン以外の陶磁器類のコンテナに入れてください。

無色透明のビン、茶色のビン、その他の色のビン、ビン以外の陶磁器類

生ビン
(リターナブルビン)

- 酒ビン
- ビールビン

コンテナの外にそのまま出してください。

集積所に出せないごみ

◎事業系廃棄物・処理困難物/法第6条の3

- ①商店、事業所などのダンボールは各自で処理してください。
- ②冷媒(フロンガス等)を使用している家電製品及び家電リサイクル対象品。
- ③業務用の設備に係るもの。(水道、ガスなどの配管用鋼管、メーター、ガス台、流し台、看板、冷凍ショーケースなど)
- ④農機具など。(耕運機、トラクターなどの農業用機械及びその付属品、又は解体したもの。)
- ⑤家庭用の大型金物。(家庭用ボイラー、貯湯タンク、太陽熱温水器など。)
- ⑥その他多量で業務を圧迫するもの。(農業用ビニール、刈り枝、刈り草、フェンス金網など。)

※上記のものについては販売店に下取りしてもらうか、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

集積所に出してはいけない主なもの

- 燃えがら及び汚泥
- ガスボンベ、消火器など爆発物のすべて
- 農薬・ペンキシンナー・オイル等
- バッテリー・タイヤ
- 農機具バイク
- ブロックや土砂、瓦、コンクリート片、漬物石等
- 冷媒(フロンガス等)を使用している家電製品
- ガス